

国民健康保険組合規約の一部改正  
(保険料の納付期限等)

現 行	改 正
<p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第 26 条 理事長は保険料納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合には、その申請によって納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月以内の期限を限って徴収猶予することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 65 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 100,000 円以下の過怠金を課する。</p>	<p>(保険料の納付期限の延長)</p> <p>第 26 条 理事長は保険料納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合には、その申請によって納付することができないと認められる金額を限度として、3箇月(ただし、<u>急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年</u>)以内の期限を限って徴収猶予することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 65 条 組合は、組合員が法第 22 条の規定において準用する法第 9 条第 1 項若しくは第 <u>9</u> 項の規定による届出をせず、<u>若しく又は</u>虚偽の届出をした場合又は法第 <u>22 条の規定において準用する法第 9 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し</u> 100,000 円以下の過怠金を課する。</p>

附 則

1～7 (略)

(保険料の納付期限の延長及び罰則に係る施行期日)

8 この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(保険料の納付期限の延長に係る経過措置)

9 この規約による改正後の第 26 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(罰則に係る経過措置)

10 この規約の施行の前日にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。